

取引所サービス約款

第1章 総則

第1条（本約款の適用）

- 1 この約款（以下「本約款」といいます。）は、GMOコイン株式会社（以下「当社」といいます。）が運営する取引所サービスの利用及び取引所における取引（以下「本取引」といいます。）に適用されるものとし、ます。なお、第1章は取引所サービスのすべてに共通して適用される規定を、第2章は取引所サービスのうち取引所（現物）サービスに適用される規定を、第3章は取引所（レバレッジ）サービスに適用される規定を、第4章は取引所サービスに関するAPIの提供に適用される規定を定めるものです。
- 2 本約款に定めのない事項については、「GMOコインサービス基本約款」の定めに従うものとし、ます。

第2条（取引所サービス）

当社は、取引所サービスとして、次の3つのサービスをお客様に提供し、ます。各サービスの詳細は、本約款、重要事項説明書及び取引ルール（本約款において、以下「本約款等」と総称し、ます。）のほか、当社ウェブサイトにて定めるとおりとし、ます。

（1）取引所（現物）サービス

暗号資産の現物の売買を行うことができるサービス

（2）取引所（レバレッジ）サービス

当社の指定する銘柄にかかる証拠金取引を行うことができるサービス

（3）取引所APIサービス

取引所の板情報・銘柄一覧等のパブリック情報の取得や、残高照会・注文の実行等を行うことができるプログラムの提供に関するサービス

第3条（定義）

- 1 「余力」とは、お客様が本取引を行うための資金とすることができる金銭の額及び暗号資産の数量をいいます。
- 2 「カバー取引」とは、当社が保有する本取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該取引と取引対象の銘柄等が同じ取引を、当社が第三者を相手方として行うことをいいます。

- 3 「カバー取引先」とは、カバー取引の相手方をいいます。
- 4 「建玉」とは、取引所（レバレッジ）サービスにおける新規注文の約定によって生じる権利義務等をお客様が保有する状態をいいます。
- 5 「証拠金」とは、取引所（レバレッジ）サービスにおける本取引の契約義務の履行を確保するために、お客様が当社に差し入れる保証金をいいます。
- 6 「新規注文」とは、（1）取引所（現物）サービスにおいて暗号資産の売買を行うための注文、（2）取引所（レバレッジ）サービスにおいて新たに建玉を保有するための注文をいいます。
- 7 「決済注文」とは、取引所（レバレッジ）サービスにおいて（1）新規注文に係る建玉を反対売買により決済するための注文、又は（2）新規注文に係る建玉を現引き、若しくは現渡しによって決済するための注文をいいます。
- 8 「注文」とは、「新規注文」と「決済注文」の総称をいいます。
- 9 「現引き」とは、取引所（レバレッジ）サービスにおける決済方法の1つであり、決済時に当該決済に係る新規注文に定める代金を支払い、暗号資産を受け取ることをいいます。
- 10 「現渡し」とは、取引所（レバレッジ）サービスにおける決済方法の1つであり、決済時に当該決済に係る新規注文に定める暗号資産を引き渡し、代金を受け取ることをいいます。
- 11 「注文の受付」とは、お客様の注文が当社に到達し、当社がこれに伴う所定の処理を行うことをいいます。
- 12 「注文の約定」とは、当社が受け付けたお客様の注文が、当社所定の執行条件を満たし、当社がこれに伴う所定の処理を行うことにより、本取引が成立することをいいます。
- 13 「評価損益」とは、取引所（レバレッジ）サービスにおいて仮に建玉を決済した場合に発生するであろう損失（含み損）及び利益（含み益）をいいます。
- 14 「取引所API」とは、取引所の板情報・銘柄一覧等のパブリック情報の取得や、残高照会・注文の実行等を行うことができる当社所定のプログラムをいいます。

第4条（自己責任の原則）

お客様は、取引所サービスの利用に関し、本約款等を熟読し、本取引の仕組みやリスクを十分に理解した上で、お客様ご自身の判断と責任において取引所サービスを利用し、また本取引を行うものとします。

第5条（取引所サービスの利用）

- 1 お客様は、当社が定める口座開設基準を満たすことを条件として、当社に口座を開設した上で、本約款等に定める方法により、取引所サービスを利用することができるものとします。
- 2 当社は、第1項の口座開設を承諾しなかった場合であっても、その理由及び結果をお客様に通知する義務を負いません。

第6条（手数料）

お客様は、取引所サービス利用の対価として、当社が指定する手数料を支払うものとします。手数料の詳細は、取引ルールに定めるとおりとします。

第7条（注文の受付）

- 1 お客様は、当社に本取引に係る注文をするにあたり、あらかじめ、当社が定める方法により、当社が指定する預金口座に金銭を送金し、また当社が指定するアドレスに暗号資産を送付するものとします。
- 2 当社は、①取引画面を操作する方法による注文、又は②取引所APIによる注文のみを受け付けるものとします。なお、当社があらかじめ指定する注文については、電子メールによる注文（当社が指定する注文のみが対象となります。）を受け付ける場合があります。
- 3 お客様の注文は、当社が当該注文を受け付けた時に、有効になるものとします。
- 4 当社は、急激な価格変動によるリスク等からお客様を保護する必要がある場合や、その保有するリスク等に鑑み適切であると認める場合（当社のカバー先におけるシステム障害等に起因する場合や暗号資産に関する状況変化等に起因する場合を含みますが、これらに限られません。）は、お客様が注文することができる価格を制限すること、また注文の受付停止、拒絶等の措置を講じることができるものとします。なお、当社はこれらの措置を講じたことによって生じた損害につき一切の責任を負いません。

第8条（注文の取消し及び変更）

お客様は、注文が有効になった時点以降は、当社が認める場合に限り、注文を取り消し、又は変更することができるものとします。

第9条（約定等）

- 1 本取引は、お客様の注文と他の注文（当社がマーケットメイカーとして発注した注文を含みます。以下同様とします。）が対当する場合において、本約款等に従って成立します。なお、当該注文が当社がマーケットメイカーとして発注した注文であるか否かにかかわらず、本取引にかかる契約の相手方は当社となります。
- 2 お客様の注文と他の注文にかかる価格が同一である場合は、原則として、当社が注文を受け付けた時点の順に執行されるものとします。
- 3 注文の約定処理には、社会通念上相当な処理時間を要し、また注文が実際に約定した価格とおお客様の発注時点の取引価格との間に差異が生ずる場合がありますが、当該事由について当社において通常処理が行われる限り、お客様は異議を申し立てないものとします。

第10条（取引の取消し）

当社は、お客様が、当社が指定する方法以外の方法により注文を行った場合、約定価格が市場実勢を反映していない場合その他明白な誤りや不正な手段等によって本取引が成立したと判断した場合には、第12条に定める確認後であっても当該取引を取り消すことができるものとします。なお、当社は本条に従って取引を取り消したことによって生じた損害につき一切の責任を負いません。

第11条（未収入金）

当社の取引所（現物）サービスにおいて、相対する注文によっては一部のみ約定することがあり、当該約定の処理により、お客様の口座残高に未収入金が発生する可能性があります。この場合、お客様は当該未収入金を支払うものとします。

第12条（取引条件の変更）

当社は、天災地変、経済事情の激変、暗号資産に関する基本的事項の変更その他のやむを得ない事由がある場合には、本取引の条件（取引ルールを含みます。）を変更することができるものとします。なお、当社は本条に従って取引条件を変更したことによって生じた損害につき一切の責任を負いません。

第13条（取引内容の確認等）

- 1 当社は、注文の受付後及び約定後、遅滞なく、本取引の内容を当社ウェブサイト又は

取引画面に表示するものとします。

- 2 注文の受付後又は約定後48時間以内に、お客様が当社に異議を申し立てない場合には、前項の内容に異議がないものとみなします。
- 3 お客様が前項の異議を申し立てた場合には、当社は、本取引に関する記録を確認し、その結果をお客様に報告するものとします。

第2章 取引所（現物）サービス

第14条（注文の指示事項）

お客様は、取引所（現物）サービスに係る本取引の新規注文をするときは、当社の取引時間内に、取引画面において又は取引所APIを用いて、次の各号に定める事項を正確に指示するものとします。

- （1）注文する暗号資産
- （2）売買の別
- （3）注文数量
- （4）価格（成行、指値又は逆指値）
- （5）前各号に定める事項のほか当社が指定する事項

第15条（注文の執行）

当社は、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、注文を受け付けず、又は受け付けた注文を執行しません。

- （1）余力が不足している場合。
- （2）当該注文が本約款等に適合しておらず、又は違反している場合。
- （3）前各号に定める場合のほか当社が不適切であると認める場合。

第16条（取引ルール）

- 1 当社は、本取引に関し、次の各号に定める事項を取引ルールとして定め、当社ウェブサイトに表示するものとします。

- （1）取引対象の暗号資産
- （2）注文の数量の制限
- （3）取引日及び取引時間
- （4）手数料

(5) 前各号に定める事項のほか本取引に関する事項

2 当社は、いつでも前項の取引ルールを変更することができるものとします。

第3章 取引所（レバレッジ）サービス

第17条（注文の指示事項）

お客様は、取引所（レバレッジ）サービスに係る本取引の注文をするときは、当社の取引時間内に、取引画面において又は取引所APIを用いて、次の各号に定める事項を正確に指示するものとします。

- (1) 注文する銘柄名
- (2) 売買の別
- (3) 注文数量
- (4) 価格（成行、指値又は逆指値）
- (5) 現引き又は現渡しの別（決済注文で現引き又は現渡しを希望する場合）
- (6) 前各号に定める事項のほか当社が指定する事項

第18条（注文の執行）

当社は、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、注文を受け付けず、又は受け付けた注文を執行しません。

- (1)（新規注文の場合）証拠金預託額が証拠金必要額に不足している場合。
- (2) 当該注文が本約款等に適合しておらず、又は違反している場合。
- (3) 前各号に定める事由のほか当社が不適切であると認める場合。

第19条（決済の方法）

未決済の本取引の決済は、次の各号に定める方法のいずれかによって行うものとします。なお、決済注文の執行にあたっては、当該決済注文に係るお客様の売買代金及び手数料等の支払債務が先に履行されるものとし、当社は当該債務の全部が完全に履行されるまでは当社の義務を履行しないことができるものとします。

- (1) 反対売買による差金決済
- (2) 現引き又は現渡しによる決済

第20条（証拠金）

- 1 お客様は、取引所（レバレッジ）サービスに係る新規注文をする場合、あらかじめ、当社所定の額以上の証拠金（以下「証拠金必要額」といいます。）を当社に預託するものとし、お客様が当社に預託した金銭の残高から店頭暗号資産証拠金取引の証拠金必要額を減算した額を証拠金預託額とします。
- 2 証拠金は建玉ごとに計算されるものとし、
- 3 お客様は、証拠金預託額が証拠金必要額を超える場合に限り、その超過額を引き出すことができるものとし、
- 4 お客様が当社に預託した証拠金に利息は発生しません。
- 5 当社は、証拠金必要額を変更することができるものとし、証拠金必要額を変更したときは、未決済の本取引にかかる証拠金にも変更後の証拠金必要額を適用することができるものとし、
- 6 前各項に定めるほか、証拠金の取扱いについては当社が定める取引ルールに従うものとし、

第21条（ロスカット）

- 1 当社は、未決済の本取引について、相場の変動によって生ずるお客様の損失を限定することを目的として、以下の各号に定める場合（併せて以下「ロスカット条件」といいます。）にロスカットを執行することができるものとし、なお、ロスカット条件の詳細は取引ルールにおいて定めます。
 - (1) 未決済の本取引ごとにお客様が設定したロスカット価格に取引所（レバレッジ）サービスにおける直近の約定価格が到達した場合
 - (2) 証拠金預託額が証拠金必要額に対する当社所定の基準を下回った場合
 - (3) 前各号に定める場合のほか取引ルールに定める条件が成就した場合
- 2 ロスカットは、次の各号に定める方法で執行するものとし、
 - ・前項（1）の場合
 - ①当該ロスカット条件が成就した未決済の本取引に対する全ての約定前の決済注文を失効させること。
 - ②当該ロスカット条件が成就した未決済の本取引を強制決済（反対売買）すること。
 - ・前項（2）の場合
 - ①全ての約定前の注文を失効させること。
 - ②全ての未決済の本取引を強制決済（反対売買）すること。
 - ・前項（3）の場合

- ①全ての約定前の注文を失効させること。
- ②取引ルールに定める未決済の本取引を強制決済（反対売買）すること。
- 3 ロスカット条件の成否については当社が一定の間隔で監視を行い、その成否を判断するものとします。
- 4 当社は、第1項各号に定める事由が発生した直後にロスカットが執行されること、及びロスカット条件の成就の基準となる価格でロスカットが執行されること等を保証するものではありません。お客様は、ロスカットの執行により証拠金の額を大幅に上回る損失が生じる場合があることを、あらかじめ了承するものとします。
- 5 お客様が証拠金の預託又は建玉の決済手続等を行った場合において、当該手続が完了する前にロスカット条件が成就したことによりロスカットが執行されたとしても、当社は、これによって生じた損害につき一切の責任を負いません。

第22条（不足金）

お客様は、建玉の決済（ロスカットの執行を含みます。）により生じた損失の額その他の債務の額が証拠金預託額を超える場合には、直ちにその超過額を当社に支払うものとします。

第23条（取引ルール）

- 1 当社は、本取引に関し、次の各号に定める事項を取引ルールとして定め、当社ウェブサイトに表示するものとします。
 - (1) 取引対象の銘柄
 - (2) 注文又は建玉の数量の制限
 - (3) 必要な証拠金の額の計算方法
 - (4) ロスカットルール
 - (5) 取引日及び取引時間
 - (6) 手数料
 - (7) 前各号に定めるほか本取引に関する事項
- 2 当社は、いつでも前項の取引ルールを変更することができるものとします。

第4章 取引所API

第24条（利用許諾）

当社は、お客様に対して、お客様が当社の提供する取引所APIを、当社の定める使用ルールに従って使用することができる譲渡不可、再許諾不可の権利を非独占的に許諾します。なお、当社は、お客様に対して通知することにより、お客様に対して何ら責任を負うことなく、利用許諾の内容を変更し、また許諾を取り消すことができるものとします。

第25条（取引所APIの利用等）

- 1 お客様は、本約款等に従って、取引所APIを利用するものとします。
- 2 取引所API利用の対価は、無償とします。
- 3 お客様は、取引所APIについて、商業利用、第三者への販売・利用許諾、解析、改竄、機能の変更、再配信その他当社が明示的に許諾する以外の方法及び態様において使用してはならないものとします。
- 4 取引所APIに関する著作権その他の一切の権利は、当社に帰属し、お客様は、第23条に定める権利以外の如何なる権利をも取得するものではありません。

第26条（免責）

- 1 お客様は、当社がお客様に発行したAPIキー及びAPIシークレット等（以下「API情報等」と総称します。）を第三者に開示し、若しくは貸与し、又は第三者と共有しないとともに、第三者に漏洩しないよう厳重に管理するものとします。
- 2 お客様のAPI情報等を設定し取引所APIを使用した取引所サービスの利用は、お客様による取引所サービスの利用とみなします。第三者が取引所APIを利用して取引所サービスを利用した場合、お客様は、当該利用行為に関する債務を負担し、当該利用行為により当社に損害が発生した場合、当該損害を賠償するものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失により、又はお客様の責めに帰すべき事由によらないで、第三者が取引所APIを利用して取引所サービスを利用した場合はこの限りではありません。
- 3 取引所APIの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等によりお客様が損害を被った場合であっても、当社は、一切の責任を負わないものとします。ただし、当該損害が、当社の故意又は重大な過失による債務不履行又は不法行為によって発生した場合は、この限りではありません。

附則

2018年 9月 5日 制定

2019年 4月24日 改定

2019年10月23日 改定

2020年 5月 1日 改定